

産業廃棄物収集運搬業許可証

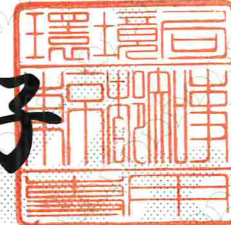
住所 東京都大田区東糀谷五丁目8番14号

氏名 株式会社仲榮産業
代表取締役 黒寄 洋士

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 2年11月26日

許可の有効年月日 令和 7年11月25日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集運搬(積替え保管を含む。)

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、
ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
(石綿含有産業廃棄物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上12種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、
がれき類
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(積替え保管に係る種類の限定は裏面のとおりに)

(以上6種類)

2 積替え保管施設 (施設詳細は裏面のとおりに)

施設所在地：東京都大田区東糀谷五丁目8番14号

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として6時から21時30分までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 2年 11月 26日 新規許可

令和 2年 11月 26日 更新許可 第6回

令和 7年 1月 10日 変更届 作業時間の変更

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



産廃エキスパート

都認定番号:6-22-B0042



(裏面)

許可番号 第13-10-017061号

2 積替え保管施設

施設所在地：東京都大田区東糀谷五丁目8番14号

積替え保管面積：991m² 最大保管高さ：2.19m

産業廃棄物の種類	保管量
汚泥	ドラム缶1個 : 0.2 m ³
汚泥、金属くず（廃乾電池に限る。）	プラスチックペール缶5個 : 0.1 m ³
廃油	ドラム缶1個 : 0.2 m ³
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）	プラスチックボックス9個 : 9.0m ³
がれき類	プラスチックボックス1個 : 1.0 m ³
汚泥、金属くず（廃水銀電池（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	プラスチックペール缶1個 : 0.02m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光ランプ（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	ボックスパレット1台 : 1.1 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光・廃放電・廃H I Dランプ（いずれも水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	ボックス1個 : 0.44m ³
保管量合計	:12.06m ³

(以下余白)